

第20回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成16年 7月22日(木) 9:30~11:30

◇場所

奈良県文化会館 第1会議室

◇議事

個人情報保護制度の改善について(第2号諮問事案)

[議事概要]

(個別論点の詳細検討)

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

< 実施機関の範囲(公安委員会、警察本部長) >

- 収集の制限、利用及び提供の制限、個人情報取扱事務の登録、開示請求に対する不開示情報の類型などについて、警察業務の特殊性や全国的斉一性の確保の観点から、犯罪捜査に関する情報など一定の範囲で例外的な取扱いをすることが必要ではないか。
- 犯歴情報や刑事訴訟に関する書類等については、行政機関法と同様に、開示請求等の対象から除外することが必要ではないか。
- 施行時期については、全国的な動向に配慮しつつ、適切な準備期間を設けることが必要ではないか。

※ 公安委員会、警察本部長が実施機関になった場合に必要な措置について、次回引き続いて検討することとなった。

< 事業者が取り扱う個人情報の保護 >

- 個人情報保護法では一定の事業者に義務を課し罰則も規定しているが、条例上の施策は、すべての事業者に対する自主的な取組を促すための行政指導であり、法に矛盾抵触するものではないのではないか。
- 事業者に対して指導を行う際には、法に定められた大臣の権限と

の調整や法の義務規定の適用が除外されている分野に対する配慮を検討することが必要ではないか。

※ 個人情報保護法との整合性について、次回引き続いて検討することとなった。

< その他 >

○ 条例の対象とする個人情報について、生存する個人を対象としていることを定義上明らかにしておくことが必要ではないか。
